収支内訳書(不動産所得用)書き方

家事分・住宅分は経費に計上できません!

廃業(予定)の有無 廢業(予定)年日日 н 廃業理由 - 譲渡 • 法人化

				_	
	科目		金	額	(円)
u	賃 貸 料	1			
	そ 礼金・権利金の 更新料	2			
A (他 名義書換料 の その他	3			
	小計(2+3)	4			
	計(①+④)	(5)			
	給料賃金	6			
	減価償却費	7			
経	貸 倒 金	8			
	地代家賃	9			
	借入金利子	10			
4	そ租税公課	(1)			
d	の損害保険料	(
1	也 修繕費	0			
C	か				
費糹	7μ <u>5</u> 2	(£)			
1	サイン サージー かまり	(1)			
希	経費計6~10の計	12			
専 従	者控除前の所得金額 (⑤ - ①)	13			
	専 従 者 控 除	14)			
(所 得 金 額 (①3 - ①4)	15)			
	土地等を取得するために 要した負債の利子の額				

○不動産所得の収入の内訳	(書ききれないときは、	適宜の田紙に書し	承継者名(続柄)	てださい)	(
度 家 水 度 家 水 性 宅 宅 用 以 等 の 別 性 宅 用 の 別		業(予定)の有象			無	
		業(予定)年月日 業理由 B	ヨ 年	月 去人化 • :	日 承継	
	承	継者名(続柄)		()	
	廃業	(予定)の	有無			
			した場合や、 きは記入して			きの
	事業		た場合は承約		-	て
it /	(75)					
○給料賃金の内訳			○事業専従者の氏	名等		
氏 名 (年齢)	h 計 源泉物	収税額円	氏名(生	続	柄 従月	事 数

【収入すべき時期について】

地代や家賃などの収入すべき時期は、それぞれ次のとおりです。 1. 契約又は慣習により賃貸料の支払日が定められているものについては、その支払日

その他(

延べ 計 従事 月数

歳

2. 支払日の定められていないものについては、その賃貸料の支払いを受けた日 (請求があったときに支払うものとされているものについては、その請求の日)

なお、継続的な記帳に基づいて不動産所得の計算をしているなどの一定の条件に該当している場合には、その年の貸付期間に対応 する賃貸料の額をその年分の収入とすることができます。

収入金額

土地や建物の貸付などから生ずる所得をいい、不 動産の貸付業並びに船舶及び航空機の貸付業を 含みます

※コインパーキングは事業の規模により、事業所 得又は雑所得となります。

その他の収入

②礼金·権利金·更新料

借地権や、地役権の設定、借地権の転貸により一 時に受け取る権利金や頭金などは、原則として不 動産所得の収入金額となります

借地権などの契約期間満了に伴う存続期間の延 長の対価として受ける更新料は原則として不動産 所得となります。

③名義書換料

借地人の名義が変わることにより地主の承諾を求 める対価として支払われる名義書換料は、原則と して不動産所得となります。

経費

⑥給料賃金

賃貸物件の管理や賃貸料の集金に従事している 使用人に支払う給料など

⑦減価償却費

裏面に内訳を記入し、合計額を記入してください。

貸し倒れが生じたものとして取り扱われるのは、 債権者の資産状況、支払能力などからみて、貸金 等の全額を回収することができないと明らかに認 められる場合です。

※支払日を過ぎても賃貸料の支払いがなかったも のについては、支払日に収入があったものとして 収入金額に算入してください。

- ・店舗、倉庫などの敷地の地代
- ・店舗や倉庫などを借りている場合の家賃 など

⑩借入金利子

賃貸している建物等を取得するための借入金の利子

その他の経費

歳

歳)

延べ従事月数

⑦租税公課

賃貸している土地、建物についての固定資産税、 不動産取得税、印紙税など

※国民健康保険、国民年金保険料等は計上でき ません。

回損害保険料

賃貸している建物などについての火災保険料な

○修繕費

資産の価額を増したり、使用可能期間を延長する ような支出は原則、資本的支出として減価償却を

『委託料』等わかりやすい科目名をつけて記入し ても差し支えありません。

管理手数料等、他の経費の科目に当てはまらな い経費

専従者控除

14. 中位者控除

- 次のうちいずれか少ない方の金額
- -860,000円(配偶者以外は500,000円)
- ·(3)の金額÷(事業専従者数+1)

減価償却費について

○少額な減価償却資産について

使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満のいわゆ る少額な減価償却資産については、減価償却をしないで、使用したときにその取得価額がそのまま必要経費になります。

〇一括償却資産について

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産について は、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分におい て、その減価償却資産の全部または特定の一部を一括し、活した 減価償却資産の全部または特定の一部を一括し、活した 減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費に することができます。この場合「①償却率」欄に「1/3」と記入します。

〇減価償却費の	の計算方法(定額法)
⊜償却の基礎	次の金額を記入します。 (1) 平成19年3月31日以前に取得した資産 …「取得価額×90%」の金額
回信却の基礎になる金額	※減価償却費の累積額が取得額の95%相当額に 達した年分以後5年間において均等償却を行う場合 には、「取得金額×5%」の金額 (2) 平成19年4月1日以後に取得した資産 …取得価額そのままの金額
	償却方法を記入します。
償却方法	(1) 平成19年3月31日以前に取得した資産 …旧定額法
	(2) 平成19年4月1日以後に取得した資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
本年中の 償却期間	資産を月の中途で取得や譲渡、取り壊しなど をした場合はその月を1か月として計算しま す。
◇ 特別償却額	被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合に、その特別償却額を記入します。
	次の金額を記入します。
ヌ 未償却残高	(1) 本年中に取得した資産は、「⑦」の金額から 「⑥」の金額を差し引いた金額
(期末残高)	(2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高から「⑥」の金額を差し引いた金額
	次のような場合に応じ、それぞれ次のような事項を 簡記します。
摘要	(1) 取得資産が中古である場合…その旨 (2) 資産を本年中に譲渡や取り壊した場合…その
1向 女	月日、事由など
	(3) 被災代替資産等の特別償却の適用を受ける場合…その特例名

承 本年分の普通償却費

- ◆平成19年3月31日以前に取得した資産①「回×①×○」で計算した金額を記入します。
 - ②減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額まで達した年 分の翌年分以後5年間において均等償却を行う場合には 「{(取得価額-取得価額×95%-1円)÷5]×□」の金額を記入
- します。
- ◆平成19年4月1日以後に取得した資産
- 「回×ハ×□」で計算した金額を記入します。

○主な減価償却資産の耐用年数表 (この表にないものでわからないものは酒田市税務課におたずねください。)

建物

	住宅	店舗	事務所	飲食店	工場·倉庫用
鉄筋コンクリート造	47	39	50	34	38
れ ん が・ブロック 造	38	38	41	38	34
木 造	22	22	24	20	15
木造モルタル造	20	20	22	19	14

構築物

舗装路面	コンクリート・ブロック・れ ん が	15
神 衣 邱 山	アスファルト	10
塀	コンクリート・ブロック造	15
УЛ	金属造·木造	10

建物附属設備

電	気	•	給	排	水	•	衛	生	設	備	, ;	ガニ	ス	設	備	15
					冷	暖	<u> </u>	房	設	備						13
消	火		扌	丰 坎	湮	設	備	•	災	害	報	知	1	設	備	8

〇非業務用資産を業務用に使用した場合の減価償却

住んでいた家を貸家にしたときなど、非業務用資産を業務用に使用した場合には、その資産の耐用年数の1.5倍の年数を用いて年初未償却残高を算出 します。なお、詳しくは酒田市税務課におたずねください。

減価償却資産の償却率表(定額法)

	償却	印率		償却	印率		償却率		
耐用	取彳	导日	耐用	取往	导日	耐用	取得日		
年数	H19.3.31 H19.4.1 以前取得 以後取得		年数	H19.3.31 以前取得	H19.4.1 以後取得	年数	H19.3.31 以前取得	H19.4.1 以後取得	
2	0.500	0.500	17	0.058	0.059	32	0.032	0.032	
3	0.333	0.334	18	0.055	0.056	33	0.031	0.031	
4	0.250	0.250	19	0.052	0.053	34	0.030	0.030	
5	0.200	0.200	20	0.050	0.050	35	0.029	0.029	
6	0.166	0.167	21	0.048	0.048	36	0.028	0.028	
7	0.142	0.143	22	0.046	0.046	37	0.027	0.028	
8	0.125	0.125	23	0.044	0.044	38	0.027	0.027	
9	0.111	0.112	24	0.042	0.042	39	0.026	0.026	
10	0.100	0.100	25	0.040	0.040	40	0.025	0.025	
11	0.090	0.091	26	0.039	0.039	41	0.025	0.025	
12	0.083	0.084	27	0.037	0.038	42	0.024	0.024	
13	0.076	0.077	28	0.036	0.036	43	0.024	0.024	
14	0.071	0.072	29	0.035	0.035	44	0.023	0.023	
15	0.066	0.067	30	0.034	0.034	45	0.023	0.023	
16	0.062	0.063	31	0.033	0.033				

○減価償却費の計算

減 価 償 却 資 産 の 名 称 等 (繰延資産を含む)	面 及 量	取得年月	① 取得価額 (償却保証額)	回 償却の基礎 になる金額	償 却 方 法	耐用年数	グ 償却率 又は 改定償却率	二 本 年 中 の 償 却 期 間	★ 年 分 の 普 通 償 却 費 (回× ① × □)	◇ 特別 償却費	⑤ 本 年 分 の 償 却 費 合 計 (ホ + ⊗)	事業専用割合	① 本年分の必要 経費算入額 (⑤ × テ)	(別 未償却残高 (期末残高)	摘要
木造建物貸家	60.4	年 月 H19・1	()	14,400,000	旧定額	22 *	0.046	12 月	662,400 ^円	Ħ	662,400 ^P	100 %	662,400 ^{PI}	4,739,200	
コンクリート敷		H15•3	500,000	25,000	l		_	12	5,000		5,000	100	5,000	5,000	均等償却
一括償却資産		R5•	180,000	180,000	1		1/3	12	60,000		60,000	100	60,000	120,000	
						//									
計					\angle				727,400		727,400		⁽³⁾ 727,400	4,864,200	